

## 事業場外みなし労働時間制に関する協定書

株式会社 と株式会社 労働組合は、事業場外労働のみなし労働時間制に関し、以下のとおり協定する。

### (対象業務)

第1条 事業場外みなし労働時間制を適用する業務は、事業場外において行う次の業務とする。  
営業部において外勤営業活動を行う業務  
出張業務

### (対象とする労働者)

第2条 1日の所定勤務時間の全部または一部について対象業務に従事する者であって、労働時間の算定が難しい者全員（管理監督者は除く）とする。

### (適用除外)

第3条 対象業務に従事する者であっても、管理者からの具体的な指示を隨時受けながら勤務する場合や、管理者と同行する場合であって実働時間の算定が可能な場合については、本協定によるみなし労働時間制は適用しない。

### (勤務時間の取扱い)

第4条 労働時間の取扱いは、以下の各号に定めるところによる。  
第1条第1号に該当する者の業務遂行に通常必要とされる時間は、1日 時間とする。  
第1条第2号に該当する者については所定勤務時間勤務したものとみなす。ただし、特別の指示または当該業務遂行のため特別の必要により所定勤務時間を超える勤務を要すると認められる場合であって、その時間を算定し難いときは、当該日については第1号に定める時間を勤務したものとみなす。

### (休日勤務および深夜勤務)

第5条 会社の指示により休日勤務もしくは深夜労働に従事した者に対しては、賃金規程第 条に定めるところにより休日勤務手当・深夜勤務手当を支給する。

### (協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までの1年間とし、会社、労働組合双方に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

平成 年 月 日

株式会社  
代表取締役

印

株式会社

労働組合

執行委員長

印